

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則新旧対照表

改正案	改正前
<p>○医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成8年3月28日 茨城県規則第29号</p> <p>薬事法施行細則(昭和42年茨城県規則第62号)の全部を改正する。</p> <p>第1条から第2条まで略</p> <p><u>第3条及び第4条 削除</u></p> <p>第5条から様式第3号まで略</p>	<p>○医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成8年3月28日 茨城県規則第29号</p> <p>薬事法施行細則(昭和42年茨城県規則第62号)の全部を改正する。</p> <p>第1条から第2条まで略</p> <p><u>(薬局に関する情報の報告)</u></p> <p><u>第3条 法第3条の2第1項の規定による報告は，薬局機能情報報告書(様式第4号)を知事に提出する方法又は薬局開設者の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって，当該電気通信回線を通じて情報の内容が送信され，知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報の内容が記録される方法(次条において「電磁的方法」という。)により行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の報告は，毎年1回，11月30日までに行わなければならない。ただし，新たに薬局を開設した場合においては，当該薬局の開設後速やかに，行わなければならない。</u></p> <p><u>(薬局に関する情報の変更の報告)</u></p> <p><u>第4条 法第8条の2第2項の規定による報告は，薬局機能情報変更報告書(様式第5号)を知事に提出する方法又は電磁的方法により行わなければならない。</u></p> <p>第5条から様式第3号まで略</p>

様式第4号及び様式第5号 削除

様式第6号から様式第8号まで略

様式第8号の2 (第8条の3)

(表)

	※ 受験番号	
--	-----------	--

茨城県収入証紙 ( 円) 貼付け欄	
登録販売者試験願書 ふりがな 氏名 年 月 日生 性別 男・女 本籍地都道府県名(国籍)	写真貼付け欄 上半身, 正面, 脱帽 (縦4.5cm×横3.5cm) 受験申込前6月以内に撮影 したもの(裏面に氏名及び生年 月日を記入した上, 貼り付ける こと。) 年 月 日撮影

以下略

様式第8号の3から様式第11号まで略

様式第4号 (第3条)

(略)

様式第5号 (第4条)

(略)

様式第6号から様式第8号まで略

様式第8号の2 (第8条の3)

(表)

	※ 受験番号	
--	-----------	--

茨城県収入証紙 ( 円) 貼付け欄	
登録販売者試験願書 ふりがな 氏名 年 月 日生 性別 男・女 本籍地都道府県名(国籍)	写真貼付け欄 上半身, 正面, 脱帽 (縦5cm×横5cm) 受験申込前6月以内に撮影 したもの(裏面に氏名及び生年 月日を記入した上, 貼り付ける こと。) 年 月 日撮影

以下略

様式第8号の3から様式第11号まで略